

消費税

消費税と記帳について（個人事業）

所得税や消費税の申告をするためには、日々の取引を帳簿に記録し、その記録に基づいて正しい所得や税額を計算します。

まず、帳簿を備え付け、①日付、②相手方名称、③内容、④金額を記録し、請求書・領収書とともに7年間保存することが義務付けられています。

そして、消費税については、基準期間（前々年）の課税売上高が 1,000 万円を超え「課税事業者」となる方は、課税期間（当年）の帳簿の記録に基づいて消費税の申告をして納税額を計算します。

※「帳簿」と「請求書等」の両方の保存がないと、一般課税の計算において、支払った消費税を差し引くことができなくなります。十分ご注意ください。

税込経理方式と税抜経理方式

個人事業の場合は、一般的には「税込経理方式」を選んでいきます。

税込経理方式と税抜経理方式どちらでも、納付する消費税額は同じとなります。

税込経理方式の場合、納付する消費税額を「租税公課」に計上し精算します。

消費税の計算の仕方は2通り

○ 一般課税

$(\text{売上に含まれる消費税}) - (\text{仕入等費用に含まれる消費税}) = \text{納付する消費税}$

○ 簡易課税制度

$(\text{売上に含まれる消費税}) - (\text{売上に含まれる消費税} \times \text{みなし仕入率}) = \text{納付する消費税}$

※ 事業の種類に応じ、売上を事業区分し、みなし仕入率を掛けて計算します。

消費税と記帳のしかた（一般課税）

○ 一般課税

消費税額を計算するには、日々の取引を記帳するときに、その取引が課税取引なのか非課税取引、不課税取引（課税対象外取引）なのかを記録しておく必要があります。

帳簿の各科目において、課税と非課税等が混合する科目は、消費税のかからない取引の摘要欄などに「レ」印などを附記するような工夫をし、科目ごとの集計において、全体合計、うち、非課税等の合計とに集計します。

課税取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供に課税されます。

不課税取引

- 上記の課税取引以外は不課税取引となります。

非課税取引

- 上記の課税取引のうち、以下の 13 項目の取引については、消費税を課税しない「非課税取引」となります。
 - ① 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く）など
 - ② 有価証券、支払手段の譲渡など
 - ③ 利子、保証料、保険料など
 - ④ 郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカードの譲渡など
 - ⑤ 住民票、印鑑証明等の行政手数料、外国為替など
 - ⑥ 社会保険診療医療など
 - ⑦ 介護保険サービス、社会福祉事業など
 - ⑧ お産費用など
 - ⑨ 埋葬料・火葬料
 - ⑩ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
 - ⑪ 学校・各種学校の授業料、入学金、施設設備費など
 - ⑫ 教科用図書譲渡
 - ⑬ 住宅の貸付け

免税取引

- 消費税は、国内の「取引」に課税され、輸出取引等については、消費税が免除されます。
- 輸出免除の適用を受けるには、その取引が輸出取引等である証明が必要で、輸出許可書や税関証明書又は、輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、7年間保存します。